



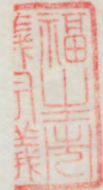
住宅用地に区分し、住宅用地に対して軽減措置を講ずるとともに、課税の適正化をはかるために所要の措置を講ずるとしたこと、オ三点としたしまして農地について今回市街化農地区域農地の区分と字句を改め、昭和四十七年度に特別対象農地として市街化区域外農地とみなして宅地並み課税をしなかったものについて今年度からA農地から課税をしようとするものでございます。

以下改正点の主な部分について概要をご説明申し上げます。

最初に福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条文が若干飛びますので了承願います。

最初にオ二十四条関係でございますが、オ二十四条オ一項オ三号は、個人の市民税の非課税範囲を定めたものでございまして、本年度は障害者、未成年者、老年者また寡婦等につきまして現行三十八万円の免税点が四十三万円に引き上げられるものでございます。なおこのほかに地方税法におきまして基礎控除、配偶者控除、扶養控除を各一万円引き上げ、それぞれ十六万円、十五万円、十二万円にし、各障



害者、老年者、勤労学生に対しては十万円を十二万円に引き上げるほか、新たに年齢七十才以上のものにつきましては老人扶養控除の制度も創設するとともに、扶養親族のない未亡人についての寡婦控除をみることもあわせて実施されております。

次にオ三十三条の三及びオ四十七条の四につきましてご説明申し上げます。

これは所得割及び分離課税にかかる所得割の税率に対応する金額の改正でございます。内容は十五万円以下の金額を三十万円の、十五万円以上を三十万円の、四十万円以上を五十万円の、七十万円以上を八十万円の、百万円以上を百十万円の改正するものでございまして、これらの措置によりまして減税の恩恵に浴する方が多くなっております。次にオ四十八条の三は固定資産税の非課税の適用範囲を列記したものでございまして、条文にありますものを非課税の範囲に加えるという改正でございます。

次にオ五十一条の二のオ九項は新設条項でございまして、固定資産税の土地については住宅用地と個人及び法人の非住宅用地とに区分して課

税するように改正し、その場合、住宅用地に賦課する課税標準は評価額の二分の一とするというものでございます。

次の第五十三条は固定資産税の免税規定でございまして、土地については従来八万円であつたものを十五万内に、家屋については五万円を八万内に、償却資産につきましては三十万円であつたものを百万円まで引き上げようとする改正内容でございします。

次に第六十三条の二は住宅用地に対する申告についての新設規定でございまして、住宅用地を占有しているものについては毎年一月三十一日までにこの条文に列記の事項を市長に申告しなさいというものでございます。また同条第二項におきましては所有する住宅用地を住宅用地以外に変更した場合におきまして、第一項と同様に一月三十一日までにその旨を市長に申告しなさいという義務規定を定められてあります。

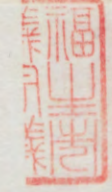
次に第八十七条の四は電気ガス税に関する規定で、現行の百分の七の税率を百分の六に改めようというものでございます。

なお、税法の改正の中に免税点の引き上げも同時に行なわれ、その内容は、電気ガス税において電気関係については八百円であつたものを千

円に、ガス関係については一千六百円であつたものを二千百円にそれぞれ引き上げようということになったものでございます。

それから附則第十三条から新設条文^{第四}条第二項、同じく附則第十四条の二、同じく第十五条の三、同じく第十八条につきましては、昭和四十七年度までの課税方式と異なりまして大きく改正されましたのでまとめてご説明させていただきますと思います。

従来宅地等にかかります固定資産税は、税負担の急激な上昇を避けるために負担調整措置というものが採用されてきましたが、これは三年度ごとに実施されます土地の評価替えの結果、評価額が異常に高くなることによつて起る税負担の急激な増加を避けるために昭和三十九年度から制度化されて現在に至つたものでございます。本来固定資産税というものは評価額に税率の百分の一四を乗じて税額を求めるものでございしますが、この方法で算定をいたしますと評価替えによつて評価額が急に上昇した場合には税の負担もそれにとまって急上昇いたしますので、特に最近のように土地価格の上昇が激しい当市のような場合には、納税者の税負担もたいへんなものでございます。そこで評価額



が上昇しても税負担が重くならないように毎年一定の増加率にとどめようとする制度が取られてきたわけです。この制度がいわゆる税負担調整制度でございます。

二のような経過でもって実施されてきましたが、このたび固定資産税の課税方法が本年年度の評価替えを機会に大幅に改正をされまして、その一つとしていま申しあげました負担調整措置が昭和五十年年度から廃止となります。その結果、同年以降は固定資産の評価額に税率の百分の一・四をかけたものが税額となります。しかし本年度と四十九年度の兩年につきましては附則第十四条に明記されているように、現行の負担調整措置が継続されております。

なお、新設条項第五十一条の二の九項で申しあげましたように、住宅用地につきましては優遇措置が取られまして、評価額に税率をかけるのではなく、その二分の一を課税対象とするとなっております。また住宅用地、非住宅用地に対する各年度の税額算出の方法は先生方のお手元に参考資料としてご配付申しあげてあります。そういった方法で各年度ごとに算出するようになっておりますので、ご一覽願

いたいと思います。

次に附則第十五条の三、農地の宅地並み課税につきましてご説明いたします。

農地の宅地並み課税につきましては昭和四十七年度分から課税予定でございましたが、その施行については特別対象農地の扱いをし課税されませんでした。今国会での税法の一部を改正する法律案の通過公布にもなしまして実施年度及びA、B農地に対する各年度ごとの課税標準が評価額の二分の一となり、あわせて率につきましても若干の手直しをいたしました。A農地につきましては昭和四十八年度から、B農地につきましては昭和四十九年度からそれぞれ四年間で段階的に宅地並み課税にしようということになったわけでございます。

なお、A、B農地の各年度ごとの率につきましては改正前より若干ゆるやかになり、その内容は附則第十五条の三の表のとおりでございます。また税額の算式といたしましては、ただいま申しあげましたように固定資産評価額の二分の一に各年度ごとの一定率を乗じまして、さらに税率であります百分の一・四を乗じますと税額が出るという算式でも

る税を賦課することになります。

次に附則第十八条についてでございますが、土地に対します免税点の適用についての特例でございます。一般的には土地につきましては十五万円、家屋につきましては八万円、償却資産につきましては百万円以下について免税するとなっておりますが、本改正にもなう附則の整備と新条項等の新設などにより本条記載のものについてもこれを適用させようとするものでございます。

それから別表第一の改正は退職所得に対する市民税の特別徴収税額に關する速算表でございますので一覽願いたいと思います。それから附則の關係でございますが、附則の第一条は本条例の改正案の施行日を定めたいものでございまして、公布の日から施行しようとするものでございます。しかし電気がス税の徴収方法であるとか、普通徴収の電気がス税の納期、電気がス税の申告義務、同じく同税の非課税区分の申告等について本年六月一日から施行すること、それから納税証明事項、納税証明手数料と電気がス税の税率等につきましては本年十月一日から施行することとが書いてございます。

附則第二条は市民税に關する規定中退職手当と分離課税の適用範囲を定めた経過規定でございます。ここで特に申しあげたいことは、

第五条の七行目の最後に（昭和四十八年条例第十九号）として番号が入っておりませんが、これは本改正案を専決処分すれば問題ないわけですが、当市におきましては専決処分せずに本日議会の提案申しあげましたので、議会の議決後送付する際に公布番号を入れるわけでありませう。この件につきましては東京都の地方課に問い合わせをいたしまして指導もいただきましたのでご了承願いたいと思います。

附則第三条は固定資産税に關する規定の適用範囲を定めたいもので、特に第一条では新条例の規定中固定資産税に關する部分は昭和四十八年分から適用し、昭和四十七年度分については従前の例とし、第二条においては昭和四十八年度の固定資産税に限り、平年度時の申告期限であります一月三十一日とあるのを本年度に限って八月三十一日を期限とするものでございます。第三条は住宅用地から住宅用地以外に変更があった場合は届ることになっておりますが、この届出の關係は昭和四十九年から適用させていただきますというよう内容でござ

ございます。

次に附則オ五条は電気ガス税に関する規定の適用について定められたものでありまして、オ一項は電気ガス税の普通徴収の方法、普通徴収の納期、課税と非課税区分の申告について本年六月一日から使用する電気ガスまたはガス税について適用し、同日前の使用分についてはなお従前の例による処分しますということでございます。なお二項におきましては改正後の電気ガス税の税率は本年十月一日から適用いたしますというようにきめたものでございます。

最後のオ六条は現在設けてあります農地課税審議会条例を公布と同時に廃止したいというものでございます。

続きまして議案オ五十二号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例について説明させていただきますと思います。

まずオ二条の関係は納税義務者に関する規定を定められたものでございまして、市税条例オ五十一條の二オ九項の条文新設によりまして、住宅用地につきましての課税は評価額の二分の一を課税標準とする規定とされているが、都市計画税におきましてはこの二分の一を課税標準

とするのではなく、評価額を課税標準とするためにオ九項があつてはじやまになりますのでオ九項を除くというようにしたものでございます。

附則オ四項は市税条例附則オ十五條の三の規定で、農地の宅地並み課税は評価額の二分の一に年度別の一定率を乗じたものとするところとありますので、都市計画税につきましてもそれと同じ方法で課税するというものであります。

附則オ六項につきましては直接当市に関係がありませんので省略させていただきます。

最終の附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、本条例改正後の条例は昭和四十八年度の都市計画税から適用し、昭和四十七年度につきましては従前の例によって処理しますというように規定づけたものでございます。

なお、都市計画税の課税の算式につきまして一応ふれさせていたいただきたいと思いますが、これには二通りありまして、普通分につきましては土地家屋の評価額に税率の百分の一・四を乗じたものが税額となりますが、農地の宅地並み課税関係の農地分に関しましては二分の一に百分の一・四を

乗じたものが税額となるということでございます。

なお、両案の改正によりまして本市における税収にどのような影響があるかということについて最後にもふれてみたいと思います。まずオ一の市民税関係につきましては各種の控除や非課税の引き上げ、所得税率の緩和等がありまして減収が予定されますが、一方におきましては全般的な所得の伸びや譲渡所得の増加等も現在計算中ではありますが、その途中でもけっこう出ているようでもあります。したがって減収分は埋められるのではないかとこのように私も見込んでおりますので、現状維持はできると推定しております。なお市民税につきましては現在オ一期納期であります七月納期に間に合わせるように作業中でありまして、税額の確定は六月末ごろになるうかと思っております。電気ガス税につきましては税率の引き下げが本年十月一日から実施になります。また免税点の引き下げが本年六月一日から適用になります。これらがひびきまして予算計上額よりも約一五％落ち込み、金額といたしまして約五百四十五万円の税の減収となる見込みでございます。固定資産税につきましては検討いたしてみますと約一二・二％、金額といたしまして予算



計上額よりも約二千九百万円ほどの増収が見込めそうでございます。また都市計画税につきましては予算計上額に比べまして約一六％、金額にいたしまして約一千五百七十万円ほどの増収が見込めそうでございます。以上を総合いたしまして収収全般といたしましては三千九百二十五万円から三十万円程度が現時点における増収見込みというように税務課としては推定をいたしておる次第でございます。

以上で条例改正二案の説明を終らせていただきます。

何とぞ慎重ご審議を賜わりまして原案につきましてご可決くださるようお願いいたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番(松山清君) 農地を持つ人の課税方法が変わるわけですが、これに

よって最終年度である昭和五十年年度におきましては推定で昭和四十八年度の何倍ぐらになるのか。相当額が上がるかと思っておりますが、その辺についてわかりましたらお願いしたいと思っております。

○税務課長(島田勉君) 倍率についてはA農地で三百五十倍、B農地で二百

倍ぐらいいになります。

○十番（松山 清君） そうではなく農地を除く土地は変わるわけですね。昭和五十年度にはいわゆる個人の所有地、法人の所有地等が昭和四十八年度に評価額かける税率となり負担調整率が解除になるわけですので相当増額するのではないかと思うのです。その点どうですか。

○税務課長（島田 猛君） 住宅用地で試算いたしますと昭和五十年年度で現在の約四倍程度になります。それから非住宅用地のうち法人関係では八、五倍程度、個人の関係で八倍程度というようになります。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

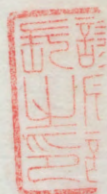
討論の通告がありますので、これより討論を行ないます。

討論については会議規則五十一条の規定にしたがい最初に反対者から発言を願います。十番松山 清君

（十番松山 清君登壇）

○十番（松山 清君） 反対討論をさせていただきます。

議案五十一、五十二号につきまして反対討論をいたします。



両議案は地方税法の一部改正にともなう市条例の改正ではありますが、すでにこの問題は国会の場合においても最も大きな問題になったものであります。内容を見ましても電気ガス税に対しての課税、また免税点等に対しても一定の改善はされておりますが、本条例改正の本質的なものの一つには農地を除く土地に対する固定資産税の課税方法の改善、二つには農地の宅地並み課税の問題であります。

ご承知のように、政府自民党は暴騰する土地問題について何ら抜本的な対策を取らず、大資本の土地買い占めについては何の規制もせず、野放しにしていることは明らかであります。たとえば青梅市、ハ王子市、

町田市の三市では小田急電鉄、京王帝都、大和ハウス、西武鉄道東急不動産などが住宅用地として買い占めた土地が一千七百五十六平方メートルに及んでおります。福生市の一七倍もの土地を買い占めてあります。

それらが買い占めた土地の地価をどんどんつり上げ、さらには全体の地価を一段とつり上げていく最大の原因となっているわけです。私どもはこれらの土地を適正価格で政府が収用し、適正価格で国民に放出することを強く主張するものであります。しかるに政府自民党は、大資本

が買ひ占めた土地については手をふれようとせず、農地の宅地並み課税とその他の土地の課税方法の変更によって土地に重税を課して土地の放出をはかろうとしております。しかしこれらの措置によって仮に土地が放出されても、すでに土地の値段は一般勤労者にとっては手の届かない存在になっていることは明らかであります。まして土地が放出されても大企業がそれらの土地を買ひ占めないという保障は何もありません。このたびの条例改正は土地に重税を課すだけで大資本に対しての土地買ひ占めにより道を閉くだけであり、土地問題の根本的解決に逆行するものになると思ひます。政府自民党の土地政策に強い批判を向けるとともに、地方自治体が無批判的に自民党政府の法律改悪に追隨し条例を修正することに強く反対をします。

○議長（末次性男君） 次に賛成者四番田村市郎君

（四番田村市郎君登壇）

○四番（田村市郎君） ただいま提案されました市税賦課条例案の一部改正に対する条例について私は賛成するものであります。

本条例案は国の準則に基づいて提出されたものであり、地方自治

体の条例より国の法律が優先されることは周知のとおりであります。またこの条例の内容を見ましても個人市民税の非課税範囲が五万円に引き上げられるとか、電気がス税、所得税の税率緩和等市民に直結した税率改正で、またさらに宅地と農地の税負担の不均衡を是正するために昭和四十六年法律第十一号で公布施行となり、市街化区域の宅地並み課税については税制面から住宅対策に協力できるような方法で課税標準を評価額の二分の一にしようというものであります。またご承知のとおり、農地の宅地並み課税等の問題は昨年より一般国民の間で非常に強い関心事になったことは周知のとおりでありましたが、今回本条例の中に農地の宅地並み課税を取り入れられたことは、個人の住宅地の問題が一般庶民の希望とおりになったことと思ひます。しかしながら当市にも農業団体または一部の農業者から本件について強い反対がありました。国の方針がきま

った以上やむを得ないことであるといつてあります。このような考えで一連の改正は地方税法の改正にともない当市の条例も改正すべきものと考えるもので、市民のためにも一日も早く議決し、公布施行すべきものであると思ひますので、私は本案について賛成するものであ



り、賢明なる議員諸氏に於て本案可決をお願いする次第でございます。
以上賛成討論といたします。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終ります。

これより両案について起立採決いたします。

本案について原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立十六名、多数であります。よって議案ヲ五十一号

及び議案ヲ五十二号は原案どおり可決されました。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後十二時十三分 休憩

午後十二時十五分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程ヲ六議案ヲ五十三号京都市町村職員退職手当組合を組織

する地方公共団体の変更及び京都市町村

職員退職手当組合規約の変更について

日程ヲ七議案ヲ五十四号京都市町村公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の減少及び京都市町村

公平委員会共同設置規約の変更について

日程ヲ八議案ヲ五十五号京都市町村職員退職手当組合からの

脱退に伴う財産処分について

以上三件は関連がありますので一括して議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長大野忠一君登壇）

○秘書職員課長（大野忠一君） 議案ヲ五十三号から議案ヲ五十五号ま

での内容をご説明申し上げます。

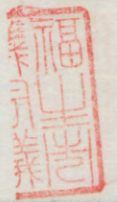
議案ヲ五十三号は京都市町村職員退職手当組合規約の一部改正で

ございまして、本組合は昭和四十年四月に発足してありまして現在三十七

団体で組織されておりますが、このうち稲城多良粕江紅生組合が昭和四

十七年五月三十一日で解散いたしました。また本市に関係のあります福

生地区消防組合も本年三月三十一日に解散いたしましたのでこの二団体を



除くものであります。それから現在組織されており事務所を東京都の

西部事務所の中に置いてある東京都市町村消防団員等災害補償等組合並びに東京都市交通災害共済組合の二団体を加入させようとするものでございます。脱退と加入がそれぞれ二団体でございますので、こ

れが議決されますと九市十四町村十四組合で三十七団体となりますので、二団体数には変わりございません。

次に議案や五十四号の東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部改正でございますが、これも議案や五十三号にありますように稲城多良紅生組合並びに福生地区消防組合が解散いたしましたのでこの二団体が除かれるものでございます。それから議案や五十三号では二団体が加入いたしましたけれども、公平委員会の関係につきましては加入いたしません。その理由はこの二組合をそれぞれ構成している市で公平委員会を単独で持っておりますので、これらの事務につきましては共同ではなく単独でやろうということになっております。したがって、

本規約が議決されますと新市九市に国立市が加わっておりますと十市、それに十四町村と十四の二部事務組合を合わせまして三十八団体で構

成することになります。

次に議案や五十五号の東京都市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う財産処分でございますが、福生地区消防組合が本年三月末に解散いたしましたわけでございますが、このように組合全部が脱退したのは初めてでございます。したがって、地方自治法の規則に従い退職手当組合から福生地区消防組合へいままでかけておりました納付金を精算いたしまして還付しようとするものでございます。還付につきましては関係市町村で協議するという規定になっております。還付されます金額は別表にありますように五百八十五万五千五百八十六円でありまして、内訳につきましては返還金資料が添付されておりますが、福生地区消防組合が昭和四十四年に発足以来本年三月三十一日までに納めました負担金が六百七十三万七千七百六十三円になります。またその間に退職いたしました職員は六名でございまして七十一万八千七百三十三円が給付されております。それに事務費が四年間に十六万八千四百四十四円がかつておりますので、それらを精算いたしまして五百八十五万五千五百八十六円を福生地区消防組合へ返しますという内容のものでございます。